

(案)

津島市

# 生活排水処理基本計画

平成 28 年度～平成 37 年度

平成 28 年 3 月

津 島 市

---

# 目 次

はじめに.....	1
<b>第1章 基本方針.....</b>	<b>1</b>
1 計画の位置づけ.....	2
2 生活排水処理に係る基本理念.....	2
3 生活排水処理施設整備の基本方針.....	3
<b>第2章 目標年次.....</b>	<b>4</b>
<b>第3章 生活排水の排出の状況.....</b>	<b>4</b>
<b>第4章 生活排水の処理主体.....</b>	<b>6</b>
<b>第5章 生活排水処理基本計画.....</b>	<b>7</b>
1 生活排水の処理計画.....	7
2 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画.....	12
3 生活排水処理対策に係る施策.....	13
<b>第6章 計画の推進.....</b>	<b>13</b>
1 計画の推進.....	13
2 計画の進行管理.....	14

---

## はじめに

津島市は、濃尾平野の西部、名古屋市の西方約 16km に位置し、市域の面積は 25.09km<sup>2</sup> である。

中世から津島神社の門前町として自然堤防上に開けた中心市街地のほかは、市域のほとんどが起伏の少ない海拔ゼロメートル以下の低地で、市域の周囲及び東部地域に水田や農地が広がる独自の生活圏を形成している。気候は、比較的温暖ではあるが、夏期は高温多湿で蒸し暑く、冬期は「伊吹おろし」と呼ばれる北西からの季節風が強く吹く。

木曾川の支流である天王川の水利を活かした湊町として発展した背景を持つなど、地形的な特性により、古くから水とのかかわりが大きく、津島神社の祭礼として 600 年近く続く「尾張津島天王祭の車楽舟行事」は、水辺を舞台として、宵祭では提灯を付けた巻き藁舟が、朝祭では能人形を飾った車楽が囃子とともに川面を上る伝統的な行事で、津島の夏を代表する風物となっている。また、自然に恵まれた水郷地帯でもあり、モロコやナマズ等の川魚を使った郷土料理も残されている。

このように、歴史的にも文化的にも水とのかかわりの深い地域であるが、名古屋市に近接し、鉄道や道路等の利便性の整った立地条件によりベッドタウン化が進み、生活排水による河川や水路の水質汚濁等の水環境の悪化を懸念する市民の意識が高くなっている。公共用水域の水質は、流域全体で保全を図る必要があるが、まずは生活排水の適切な排水対策を行い、生活排水の流入する身近な河川や水路の水質を維持し、流域への環境負荷の低減を図ることが必要である。

市域の生活排水は、中心市街地の一部においては昭和 39 年に供用が開始された単独公共下水道により、神守地区や唐臼地区の市街化区域においては平成 21 年から供用が開始された流域関連公共下水道により、その他の区域ではコミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽によって、処理が行われている。

しかし、平成 26 年度末の汚水処理人口普及率は 71.5%に止まり、愛知県平均の 88.4%を下回っているように、生活排水の処理体制の整備が重要な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、生活に伴い発生する生活排水による河川や水路の水質汚濁を防止し、水質の保全を図るため、「津島市生活排水処理基本計画」を策定し、生活排水処理施設の計画的整備のほか、市民一人ひとりによる生活排水対策を推進するものである。

# 第1章 基本方針

## 1 計画の位置づけ

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定めることとされた津島市の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）のうち、し尿及び生活雑排水（以下「生活排水」という。）の処理に関する基本的な事項について定める基本計画である。

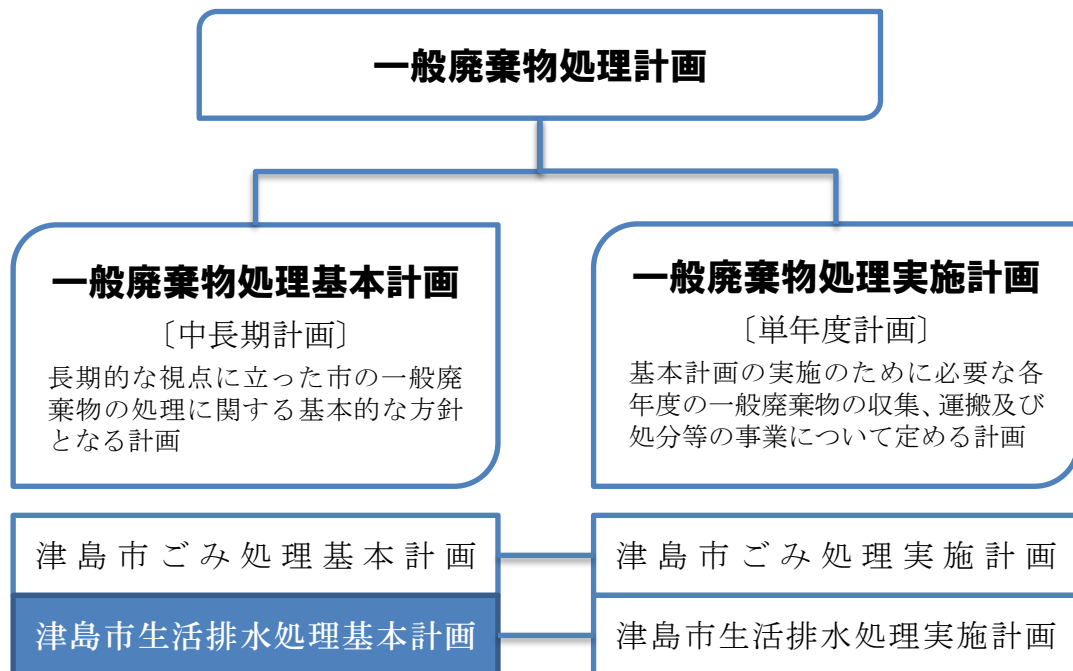


図1 計画の位置づけ

## 2 生活排水処理に係る基本理念

生活排水対策は、流域を通じて海域に至るまで広域的な環境問題である。一方でこの地域では、歴史的に水とのかかわりが深く、日常生活においても河川や水路が多く身近に水と接することが多い。生活排水の適正な処理について、行政だけでなく、市民一人ひとりが当事者としての意識を持ち、必要な施設の整備・管理を行うとともに、責任を持って生活排水を排水することが重要である。

公共用水域の水質の改善は、自然環境と地域の景観を改善するだけでなく、良好な水環境との触れ合いによって、市民一人ひとりがその生活の中で豊かさやゆとりを実感できるまちづくりにつながる重要な要素と位置づけ、取り組むものとする。

### 3 生活排水処理施設整備の基本方針

津島市の区域においては、公共下水道、コミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽による生活排水の処理を行うこととし、各処理施設の特徴、整備区域の特性等を勘案して、適切な処理施設の整備を行うものとする。

#### 基本方針1 公共下水道の整備・接続の推進

市街化区域等の人口の密集する区域においては、地域の特性、処理の効率性、整備の経済性等を考慮して集合処理とし、公共下水道の整備を推進するとともに、公共下水道への早期接続を促進するものとする。

#### 基本方針2 合併処理浄化槽の普及・転換の促進

比較的人口の散在する公共下水道の事業認可区域以外の区域においては、地域の特性、処理の効率性、整備の経済性等を考慮して個別処理とし、個人設置型の合併処理浄化槽の整備を促進するとともに、その排水による環境負荷の大きい単独処理浄化槽からの転換を促進するものとする。

#### 基本方針3 生活排水対策の意識高揚

合併処理浄化槽の処理能力を維持するため、浄化槽管理者による清掃及び保守点検の実施のほか、浄化槽の適正な設置と維持管理を確認するための法定検査の受検の周知を行うほか、風呂、洗濯、炊事等からの生活排水の発生抑制等の生活排水対策の啓発を行い、市民の意識の高揚を図るものとする。

## 第2章 目標年次

この計画の目標年次は、平成37年度とする。

なお、社会情勢や環境課題の動向、津島市総合計画を始めとする関係計画の改定を踏まえ、概ね5年後を目途として、計画の進捗状況等に応じて計画の見直しを図るものとする。

## 第3章 生活排水の排出の状況

平成26年度において、生活排水処理対象人口64,243人のうち39,211人については、し尿及び生活雑排水が併せて適正に処理され、平成22年度に比べ6.9%増加している。しかし、平成26年度の津島市の生活排水処理率61.0%は、全国の平均値84.5%や愛知県の平均値82.7%を下回っている。

表1 生活排水の処理形態別人口の推移

(単位 人)

処理形態別人口	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
計画処理区域内人口	65,422	65,118	65,469	64,920	64,243
処理人口	35,375	35,234	38,703	37,954	39,211
公共下水道	10,364	11,952	12,951	13,569	14,167
コミュニティ・プラント	1,933	1,465	1,434	1,506	1,459
合併処理浄化槽	23,076	21,817	24,318	22,879	23,585
未処理人口	30,049	29,884	26,766	26,966	25,032
単独処理浄化槽	24,730	24,380	22,043	23,240	21,333
汲取り便所	5,319	5,504	4,723	3,726	3,699
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

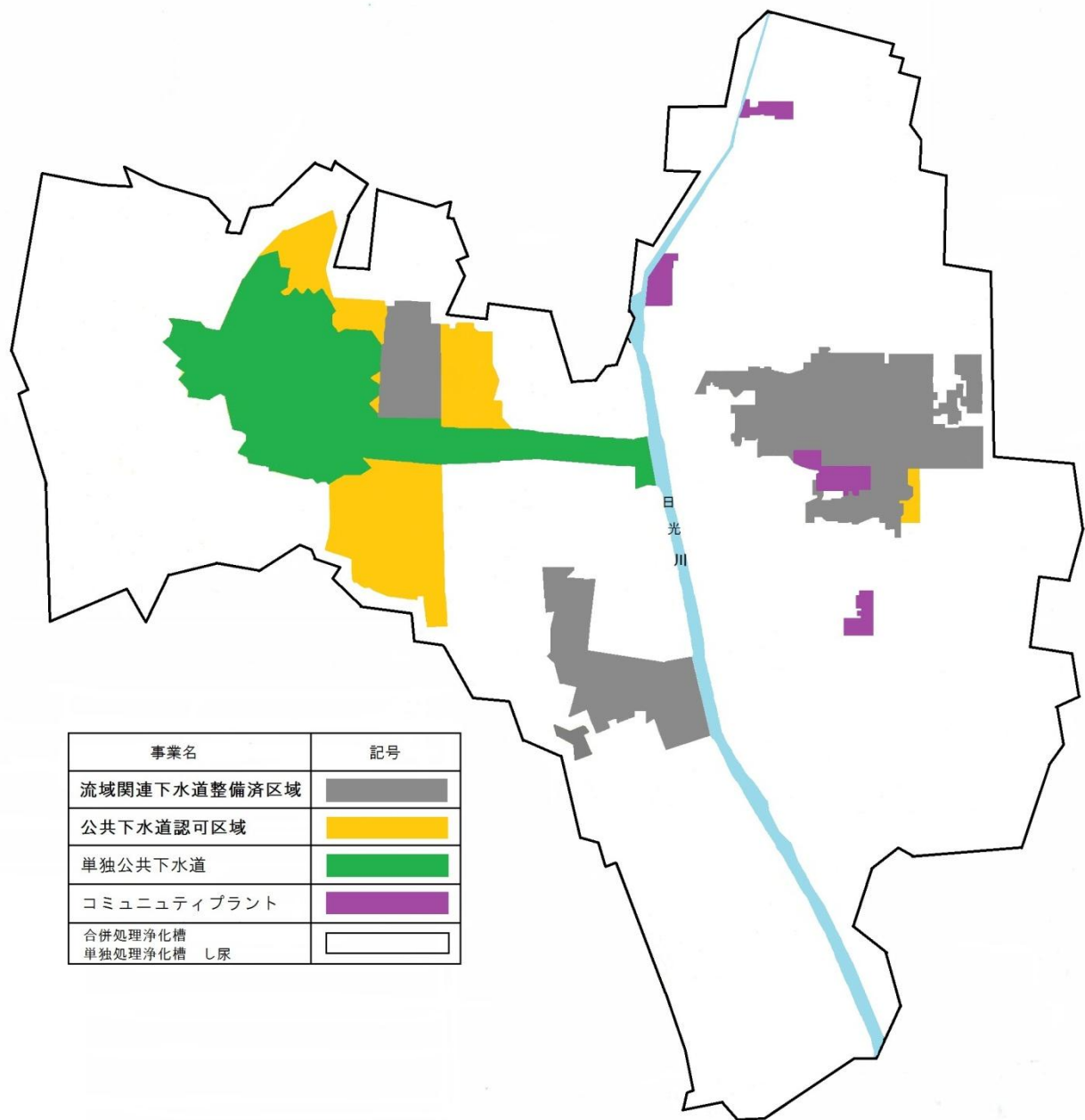


図 3 生活排水処理施設の現況

## 第4章 生活排水の処理主体

生活排水は、処理施設の種類に応じ、それぞれ表2に掲げる処理主体が処理する。

表2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	津島市、愛知県
コミュニティ・プラント	し尿、生活雑排水	津島市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	海部地区環境事務組合

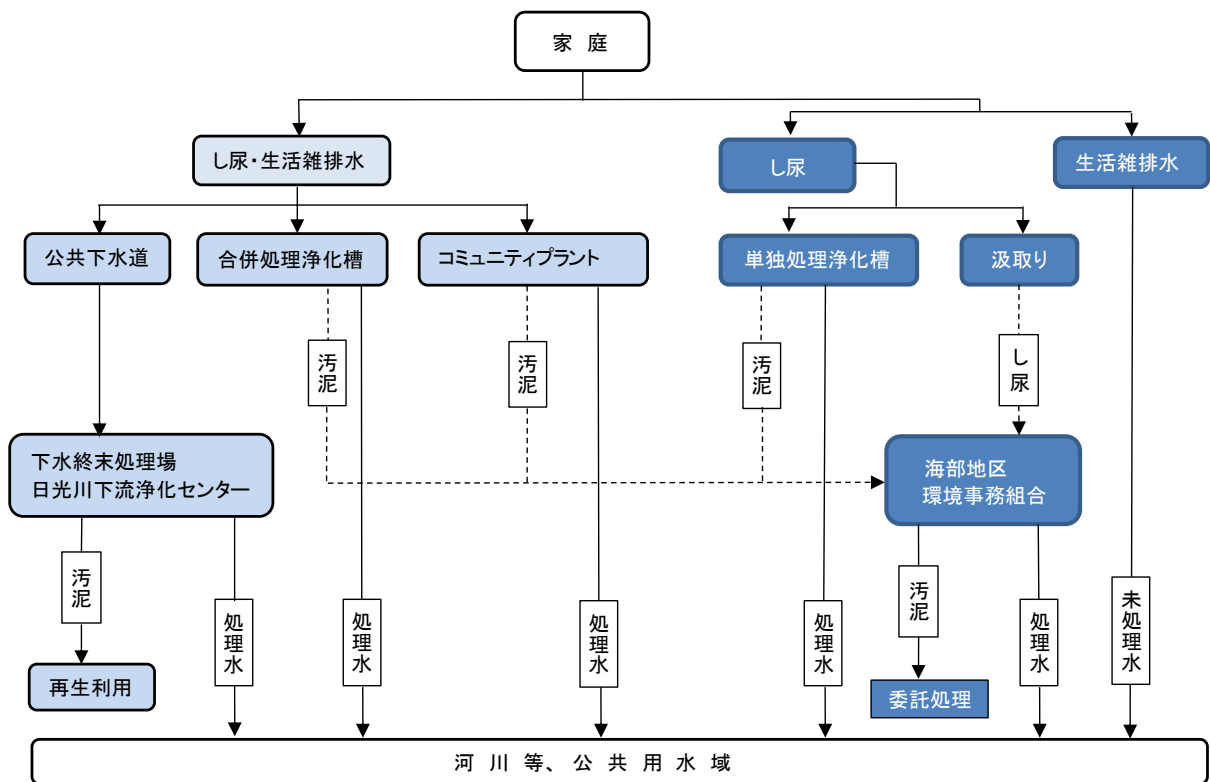


図4 生活排水の処理体制



## 第5章 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水の処理計画

#### (1) 処理の目標

基本理念及び基本方針に基づき、地域の特性に応じた処理施設の整備を進めるほか、生活排水の適正処理に関する市民の意識の啓発や環境に配慮した行動の促進により、生活排水処理率について、平成26年度の現状値に対して、16%向上させることを目標として、次のとおり設定する。

表3 生活排水の処理の目標

目標指標	現 在 (平成26年度)	目標年度 (平成27年度)
生活排水処理率	61.0%	87.0%

備考 生活排水処理率は、「水洗化・生活排水処理人口/計画処理区域内人口」で表した割合とする。

表4 生活排水の処理形態別人口

処理形態別人口	現 在 (平成26年度)	目標年度 (平成27年度)
行政区域人口	64,243人	61,200人
計画処理区域内人口	64,243人	61,200人
水洗化・生活雑排水処理人口	39,211人	53,216人
公共下水道	14,167人	33,167人
コミュニティ・プラント	1,459人	533人
合併処理浄化槽	23,585人	19,516人
水洗化・生活雑排水未処理人口	25,032人	7,984人
単独処理浄化槽	21,333人	7,046人
汲取り便所	3,699人	938人
計画処理区域外人口	0人	0人

備考

- 1 目標年度（平成27年度）の「行政区域人口」及び「計画処理区域内人口」は、津島市污水適正処理構想（平成28年3月）で使用する人口とした。
- 2 「水洗化・生活雑排水処理人口」とは、し尿及び生活雑排水を併せて適正に処理している人口をいう。
- 3 「水洗化・生活雑排水未処理人口」のうち「汲取り便所」は、海部地区環境事務組合の統計資料による実績値及び推計値を使用した。

## (2) 生活排水を処理する区域及び人口等

地域の特性に応じて、処理の効率性、整備及び管理の経済性等を勘案して、地域ごとに処理方式を定め、処理施設を次のとおり整備するものとする。

### ア 公共下水道

中心市街地の一部では、昭和 39 年に単独公共下水道が供用を開始し、その他の市街化区域については、日光川下流流域下水道に係る流域関連公共下水道が平成 21 年から順次供用が開始され、平成 26 年度における公共下水道の汚水処理人口普及率は、71.5%となっている。

公共下水道の整備に当たっては、公共下水道の効率的な管理のため、単独公共下水道の流域関連公共下水道への切替えを行うほか、適切な財源の確保を図り、計画的に管路整備を実施するものとする。

### イ コミュニティ・プラント

団地や住宅地の開発において、一定規模の面的整備として、平成 9 年度から平成 15 年度にかけて、し尿及び生活雑排水を処理するコミュニティ・プラントを整備した。平成 11 年度から順次供用開始され、平成 26 年度現在で 4 施設が稼働しており、汚水処理人口普及率は、2.3%となっている。

コミュニティ・プラントは、今後の新規整備は予定せず、平成 26 年度に供用を開始している 4 施設のうち 2 施設について、公共下水道への切替えを行うものとする。

### ウ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の設置促進として、平成元年度から個人設置型の合併処理浄化槽整備促進事業を行っており、平成 26 年度における公共下水道の汚水処理人口普及率は、36.7%となっている。

合併処理浄化槽の整備に当たっては、引き続き、公共下水道の事業認可区域以外の区域において、合併処理浄化槽を設置する個人に対して補助を行い、整備の促進を図るものとする。また、環境負荷の大きい単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するための支援措置を講ずるものとする。

表 5 生活排水処理施設整備計画（平成 37 年度）

処理施設の種類	計画処理区域	計画汚水処理人口	整備予定年度	事業費見込
公共下水道	市街化区域 312.3ha 市街化調整区域 61.6ha	51,275 人	平成 28 年度 ～ 平成 37 年度	10,700 百万円
コミュニティ・プラント	百島町の一部 宇治町の一部	373 人 396 人	平成 9 年度 ～ 平成 15 年度	450 百万円 436 百万円
合併処理浄化槽	公共下水道認可 区域以外の区域	1,408 人	平成 28 年度 ～ 平成 37 年度	113 百万円

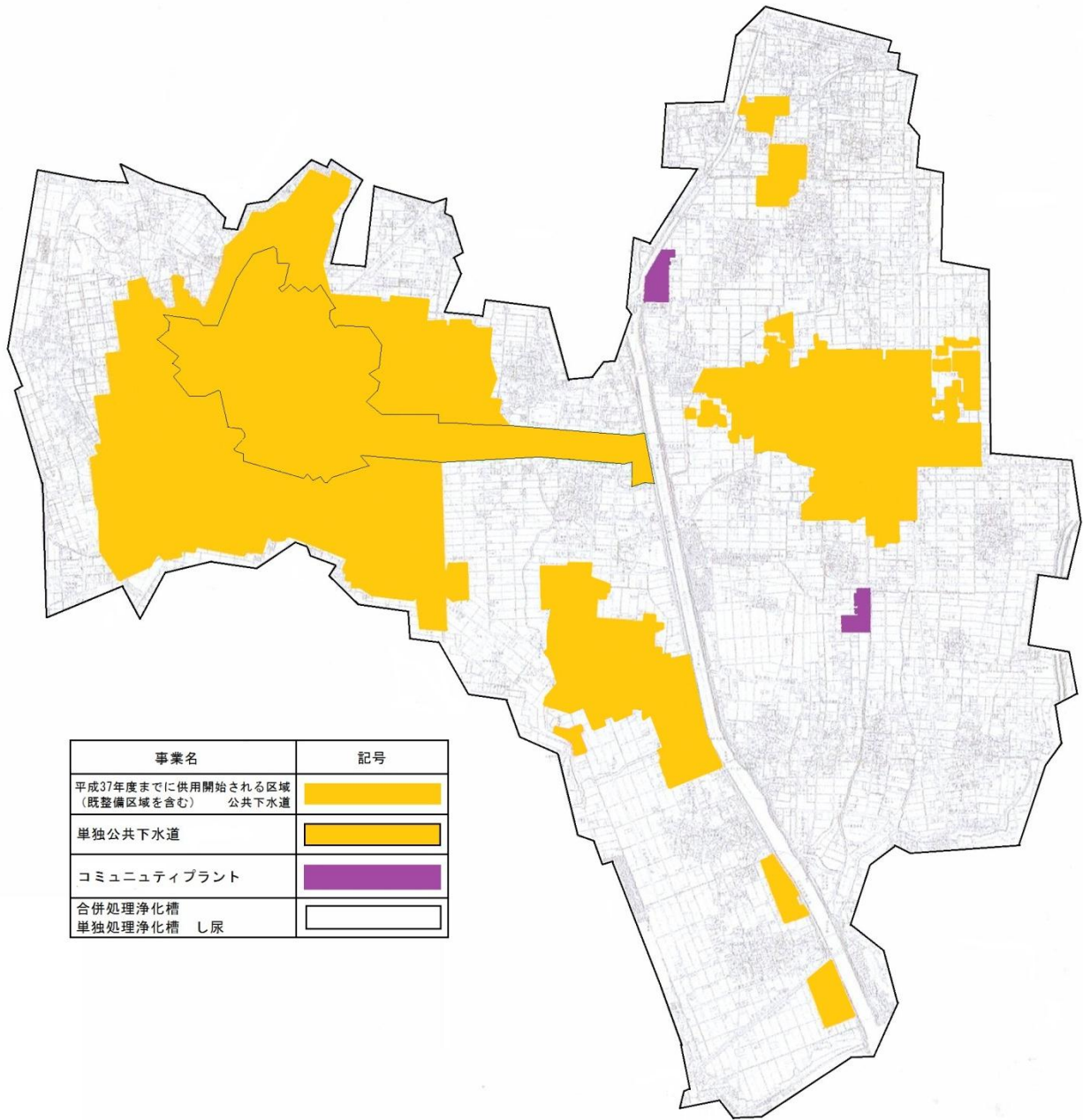


図 5 生活排水処理施設の整備計画図 (平成 37 年度)



図 6 公共下水道整備予定図（平成 37 年度）

## 2 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

### (1) 現況

市の区域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬については、市の許可を受けた事業者が浄化槽清掃と併せて実施している。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、海部地区環境事務組合の設置する次のし尿処理施設において処分を行っている。

表 6 し尿処理施設の概要

名 称	新開センター	上野センター
所 在 地	津島市新開町 2 丁目 212 番地	弥富市上野町 2 番地 15
処 理 方 式	膜分離高負荷脱窒素処理	脱窒素処理
し尿処理能力	135kL/日	し尿：150kL/日 汚泥：100kL/日
汚泥処理方式	脱水・焼却	真空乾燥・埋立
竣 工 年 度	平成 11 年度	昭和 50 年度・昭和 54 年度・ 平成 17 年度（処理設備改修）

### (2) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況等

市の区域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の排出状況は、次のとおりである。また、生活排水衛生処理人口の推移に応じて算出した目標年次におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込みは、次のとおりとする。

表 7 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況・排出見込み

区 分	現 在 (平成 26 年度)	目標年度 (平成 37 年度)
汲 取 り し 尿	1,620 kL	531 kL
単独処理浄化槽汚泥	10,099 kL	3,446 kL
合併処理浄化槽汚泥	10,055 kL	9,806 kL
合 計	21,774 kL	13,783 kL

注 目標年度におけるし尿及び汚泥量の算出に当たっては、海部地区環境事務組合において使用する係数（し尿 1.55L/人・日、浄化槽汚泥 1.34L/人・日）を使用した。

### (3) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

市の区域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬については、引き続き、市の許可を受けた事業者が行うものとする。また、その処分についても、引き続き、海部地区環境事務組合において行うものとする。

なお、公共下水道による生活排水の処理が増加することによって、し尿及び浄化槽汚泥の排出量及び処分量が減少することが見込まれることから、排出量及び処分量の変化に応じて、安定した収集運搬及び処分を行うため必要な調整を行うものとする。

### 3 生活排水処理対策に係る施策

家庭等から排出される汚濁負荷量を削減し、公共用水域の水質の保全と地域の生活環境の向上を実現するため、必要な支援措置を講ずるほか、定期的な広報・啓発活動を実施するものとする。

#### (1) 発生抑制

台所、洗濯、風呂等から出る生活雑排水が与える環境への影響や対策の必要性を周知するほか、エコクッキング、洗剤の適正使用、使用済み油の適正処理等の対策について啓発し、生活排水の発生抑制を図る。

#### (2) 公共下水道への接続の促進

便所の水洗化に対する支援や早期接続に対する接続費用の一部補助等の支援により、公共下水道への早期接続を促進する。

#### (3) 浄化槽の適正管理

浄化槽に関する正しい知識を周知するほか、浄化槽の清掃及び保守点検の実施並びに法定検査の受検による適切な管理について啓発を行い、処理施設の適正な使用や機能の維持を図る。

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進

#### (1) 市民の役割

市民一人ひとりが生活排水の排出者としての自覚と責任を持ち、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を速やかに行うとともに、適切な処理施設の管理を行い、生活排水による環境負荷の低減に心がけるものとする。

#### (2) 関係機関との連携

公共用水域の水質の保全に関する施策の実施や処理施設の整備及び管理については、関係行政機関や関係地域団体との連絡調整を図り、総合的かつ広域的な生

活排水処理対策に取り組むものとする。

(3) 関連計画との整合性の確保

各処理施設の整備計画の推進に当たっては、市の関連計画における基本方針や施策のほか、国及び県の関連計画との整合性を図るものとする。

## 2 計画の進行管理

生活排水の処理状況について、毎年度、その実態を把握して、計画の進捗状況を評価・検証するとともに、必要な措置を講じて計画を着実に推進するものとする。